

鳥取県県土整備部測量等業務技術提案型総合評価入札試行要領の一部改正

鳥取県県土整備部測量等業務技術提案型総合評価入札試行要領（平成 21 年 4 月 27 日付第 200800192464 号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 2 条 略 (対象業務の選定) 第 3 条 技術提案型総合評価入札に付する測量等業務（以下「対象業務」という。）は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700065699 号鳥取県県土整備部長通知）別表第 1 に掲げる特に難易度の高い業務又は難易度の高い業務であり、かつ、当該測量等業務の予定価格が <u>200 万円</u> 以上である土木関係建設コンサルタント業務の中から、発注機関が技術提案型総合評価入札により落札者を決定すべきと思われるものを選定するものとする。 第 4 条～第 12 条 略	第 1 条～第 2 条 略 (対象業務の選定) 第 3 条 技術提案型総合評価入札に付する測量等業務（以下「対象業務」という。）は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700065699 号鳥取県県土整備部長通知）別表第 1 に掲げる特に難易度の高い業務又は難易度の高い業務であり、かつ、当該測量等業務の予定価格が <u>100 万円</u> 以上である土木関係建設コンサルタント業務の中から、発注機関が技術提案型総合評価入札により落札者を決定すべきと思われるものを選定するものとする。 第 4 条～第 12 条 略

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。